

# 企業の内部統制システムと反社会的勢力との関係遮断 に関するアンケート

平成18年10月

調査主体 全国暴力追放運動推進センター  
調査機関 財団法人 公共政策調査会

協 力 都道府県暴力追放運動推進センター  
警察庁組織犯罪対策部  
警視庁・各道府県警察本部

《ご記入のまえに》

1. このアンケートは、全国の企業を対象に、内部統制システムと反社会的勢力との関係遮断の状況についてお尋ねするものです。ご多用の折誠に恐縮ですが、貴社における**暴力団対策の責任者の方**にご回答いただきますようお願いいたします。
2. 回答内容は、特にことわりがない限り平成18年10月1日現在の状況をご記入下さい。
3. ご回答いただいた内容は、統計的に処理しますので、個々の回答内容がそのまま公表されることはございません。また、回答結果を本調査以外の目的に使用することは一切ありません。
4. ご回答いただきました調査票は、恐縮ですが、同封の返送用封筒に入れて**10月31日(火)**までにご送付下さい。
5. 本アンケートについてのお問い合わせは、下記までお寄せ下さい。

警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課

〒100-8974 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

電話 03(3581)0141 内線4552・4556

財団法人 公共政策調査会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-8-10

電話 03(3265)6205

## 【本アンケートの狙い】

近年、暴力団は組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりするなど、その不透明化が進んでいます。このような状況を踏まえ、平成18年6月20日に開催された犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議において、暴力団の資金獲得活動の巧妙化、暴力団の存在を許容又は利用する土壌の存在等の課題に的確に対処し、社会から暴力団を確実に排除するため、犯罪対策閣僚会議に関係省庁から成るワーキングチームを設置し、暴力団の資金獲得活動の巧妙化等に対する効果的な対策を検討することとされました。7月21日には、その第1回会合が開催され、これに「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」との名称が冠せられるとともに、今後の推進施策について検討が開始されたところです。

暴力団資金源等総合対策ワーキングチームにおいては、会社法による内部統制システム整備を始めとするコンプライアンス強化の流れの中で、企業の反社会的勢力との関係遮断を推進するための諸施策を検討する予定です。特に、暴力団排除指針を表明し実践することは、反社会的勢力にとって「魅力のない企業」となる有効な対策であると考えております。

本アンケートは、その諸施策を検討するための前提として、反社会的勢力との関係遮断の実態を把握するとともに、反社会的勢力との関係遮断に関する企業意識を把握するためのものです。

【お問い合わせ先】

本調査の目的以外には使用しません。お差し支えない範囲でご記入下さい。

企業名			
担当部署			
住所	〒 - 都道 府県		
電話番号	- -	F A X	- -
E-mail			



## < 回 答 例 >

### 1【日本の首都】

日本の首都はどこですか。次に示すもの（1～5）の中から該当するものを1つ選び、番号に をつけてください。

- 1．東京
- 2．大阪
- 3．名古屋
- 4．福岡
- 5．札幌

### 2【暴力団の指定状況(複数選択)】

次は指定暴力団の指定状況について示したものです。次に示すもの（1～5）の中から該当するものを全て選び、番号に をつけてください。

- 1．六代目山口組
- 2．稲川会
- 3．三代目大日本平和会
- 4．住吉会
- 5．國粹会

回答は上記の例のように、各問の該当する番号に直接 印をつけてください。



F5【企業特性について - 1】

貴社はどのような企業ですか。次に示すもの（1～5）の中から該当するものを1つ選び、番号に をつけてください。

- 1．上場企業
- 2．店頭登録企業
- 3．有価証券報告書提出企業（但し、上記1～2の企業を除く）
- 4．相互会社、信用金庫等
- 5．その他

F6【企業特性について - 2】

貴社は会社法2条6号にいう大会社ですか。

- 1．はい
- 2．いいえ

【大会社とは】

最終事業年度に係る貸借対照表において、資本金として計上した額が5億円以上であるか、または負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である株式会社をいいます。

F7【日本経済団体連合会（日本経団連）加盟の有無】

貴社は日本経済団体連合会（日本経団連）に加盟していますか。

- 1．はい
- 2．いいえ

F8【企業防衛協議会加盟の有無】

貴社は企業防衛協議会に加盟していますか。

- 1．はい
- 2．いいえ

【企業防衛協議会とは】

暴力団、総会屋等反社会的勢力による企業対象暴力の排除対策の一環として組織された暴力排除組織を言います。都道府県単位で組織され、その名称は、「企業防衛対策協議会」、「企業対象暴力対策協議会」、「特殊暴力防止対策連合会」等都道府県によって異なります。



(注1)「反社会的勢力」とは

このアンケートにおいて、「反社会的勢力」とは、下記に挙げるものを意味しています。

暴力団

暴力団関係企業

暴力団と何らかの関係があるとされている企業

総会屋

単位株を保有し、株主権の行使にからんで企業から不当な利益の獲得を図るもの

政治活動標ぼうゴロ

えせ右翼等政治活動を仮装、標ぼうして違法、不当な利益の獲得を図るもの

社会運動標ぼうゴロ

えせ同和行為者、えせ環境保護団体等社会運動を仮装、標ぼうして違法、不法な利益の獲得を図るもの

その他

上記以外のもので、暴力団の威力を背景とし、違法、不当な利益の獲得を図る会社ゴロ、新聞ゴロ、整理屋、占有屋等

問4 この設問は、問3で「2.いいえ」を選んだ方のみお答えください。

【反社会的勢力の関係遮断を規定していない理由について(複数選択)】

反社会的勢力との関係遮断が規定されていなかった理由は何ですか。次に示すもの(1～10)の中から該当するものを**全て**選び、番号に をつけてください。

なお、「10.その他」をお選びになる場合には具体的な内容をご記入下さい。

1. 当たり前のことなので、わざわざ明文で規定する必要性を感じなかった。
2. 反社会的勢力による不当要求等の被害を経験したことがなかった。
3. 規定を設けることにより、反社会的勢力から攻撃される可能性が高まると思った。
4. 規定を設ける必要性は感じたが、書き方がよくわからなかった。
5. 反社会的勢力との関係を遮断することは、現実には難しいと判断した。
6. 社員の倫理・常識で考えるべきことだと考えた。
7. 反社会的勢力の存在を知らなかった。
8. 法律上の要請がないので、規定する必要があると感じた。
9. 単にそういうことを考えたことがなかった。
10. その他(具体的に： )

**【証券取引法の有価証券報告書について】**

現在、証券取引法により、ある一定の企業は有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないこととされており、その有価証券報告書の記載内容については、企業内容等の開示に関する内閣府令により定められております。同内閣府令によれば、「コーポレート・ガバナンスの状況」として、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況など企業統治に関する事項等を記載することとなっております。

この「コーポレート・ガバナンスの状況」において、「『反社会的勢力と関係遮断』を明記すること」は、企業の健全化を促進するだけでなく、投資家の投資判断につながるため、結果的に証券市場の信頼の向上に役立つという考え方がある一方で、有価証券報告書は、一般投資家に対して投資情報を提供するものであり、反社会的勢力との関係遮断は、直接には「投資情報」に該当しないことに加えて、通常の企業にとっては、「『反社会的勢力と関係遮断』を明記すること」は唐突感があるという考え方も存在しています。

問5 この設問は、問3で「1.はい」を選んだ方のみお答えください。

【有価証券報告書への反社会的勢力との関係遮断の明記の有無について】

貴社の有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、「反社会的勢力との関係遮断」を明記していましたか。次に示すもの（1～3）の中から該当するものを1つ選び、番号に をつけてください。

- 1 . はい
- 2 . いいえ
- 3 . 当社は有価証券報告書を発行していない

問6【有価証券報告書への反社会的勢力との関係遮断の明記の効果について】

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、「『反社会的勢力と関係遮断』を明記すること」について、あなたはよいことだと思いますか。次に示すもの（1～3）の中から該当するものを1つ選び、番号に をつけてください。

- 1 . よいことだと思う。
- 2 . よいことだと思わない。
- 3 . よくわからない。

【蛇の目ミシン事件の株主代表訴訟について】 東京証券取引所の一部上場企業であった蛇の目ミシン工業株式会社（以下「蛇の目ミシン」という）の株主が当時の取締役に対して提起した株主代表訴訟に関して、最高裁判所は平成18年4月10日判決において、「会社経営者が、暴力団関係者等会社にとって好ましくないと判断される……株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がなされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有する」と判示して、当該取締役らの賠償責任を認めました。この判決は、暴力団等の反社会的勢力が、株主たる地位を利用して不当要求を行ってきた場合に、会社経営者には、毅然としてこれを拒絶すべき法的責任があることを明らかにしたものであり、今後、企業運営における危機管理のあり方に大きな影響を与えるものと言われています。

問7【内部統制システム基本方針への反社会的勢力との関係遮断の盛込みの有無】

蛇の目ミシン事件の株主代表訴訟の最高裁判所判決によれば、会社経営者には、反社会的勢力の不当要求を毅然として拒絶すべき法的責任があるとされています。

貴社は、新会社法施行後において、内部統制システムの基本方針において、「反社会的勢力との関係遮断」を盛り込みましたか。次に示すもの（1～2）の中から該当するものを1つ選び、番号に をつけてください。

1. はい 問8にお進みください。
2. いいえ 問9（次ページ）にお進みください。

問8 この設問は、問7で「1.はい」を選んだ方のみお答えください。

【反社会的勢力との関係遮断を盛り込む理由（複数選択）】

内部統制システムの基本方針において、「反社会的勢力との関係遮断」を盛り込んだ理由は何ですか。次に示すもの（1～6）の中から該当するものを全て選び、番号に をつけてください。なお、「6.その他」をお選びになる場合は具体的な内容をご記入下さい。

1. 反社会的勢力と関係を持つことは社会正義に反し、社会的責任を果たす必要があるから。
2. 反社会的勢力と一旦関係を持ってしまうと、企業経営に不測の危険を招くとともに、役員、従業員の生命、身体の危険が発生しかねないなど、企業防衛上必要であるから。
3. 反社会的勢力との関係遮断に実効性を持たせる上で、社員の倫理観に期待することは適当ではなく、会社の方針にして明確にすることが必要であるから。
4. 社員が、わが身の危険を案じたり、上司をはじめ組織からの援護を受けられないのではないかと心配したりすることを防止する必要があるから。
5. 組織として毅然とした対応をするシステムを明文化することが重要であるから。
6. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

問9 この設問は、問7で「2.いいえ」を選んだ方のみお答えください。

【反社会的勢力との関係遮断を盛り込まなかった理由(複数選択)】

内部統制システムの基本方針において、「反社会的勢力との関係遮断」を盛り込まなかった理由は何ですか。次に示すもの(1~10)の中から該当するものを**全て**選び、番号に をつけてください。なお、「10.その他」をお選びになる場合は具体的な内容をご記入下さい。

1. 当たり前のことなので、わざわざ明文で規定する必要性を感じなかった。
2. 反社会的勢力による不当要求等の被害を経験したことがなかった。
3. 規定を設けることにより、反社会的勢力から攻撃される可能性が高まると思った。
4. 規定を設ける必要性は感じたが、書き方がよくわからなかった。
5. 反社会的勢力との関係を遮断することは、現実には難しいと判断した。
6. 社員の倫理・常識で考えるべきことだと考えた。
7. 反社会的勢力の存在を知らなかった。
8. 法律上の要請がないので、規定する必要があると感じた。
9. 単にそういうことを考えたことがなかった。
10. その他(具体的に: )

問10【内部統制システム基本方針への反社会的勢力との関係遮断の盛り込みの効果】

反社会的勢力から企業を防衛するためには、役員、社員を反社会的勢力からの攻撃から守ることが不可欠である。そのためには、「内部統制システムの基本方針において、『反社会的勢力との関係遮断』を盛り込むこと」が必要であるという主張がありますが、あなたはどう思いますか。次に示すもの(1~3)の中から該当するものを**1つ**選び、番号に をつけてください。

1. そう思う。
2. そう思わない。
3. よくわからない。

問11【経済的取引の相手方が反社会的勢力であるかどうかを審査する社内体制について】

反社会的勢力から企業を防衛するためには、不当要求を拒絶するのみならず、反社会的勢力と経済的取引を行わないことが重要ですが、貴社においては、取引の相手方が反社会的勢力がどうかを審査する体制がありますか。

1. ある
2. ない

問12【海外拠点における日本の反社会的勢力との関係遮断について】

反社会的勢力から企業を防衛するためには、国内の支店、営業所等のみならず、海外拠点(海外支店、駐在員事務所、工場、現地法人等)における関係遮断を行う必要がありますが、貴社では何か対策を講じておられますか。次に示すもの(1~5)の中から該当するものを**1つ**選び、番号に をつけてください。なお、「5.その他」をお選びになる場合は具体的な内容をご記入ください。

(回答内容は次ページに続く。)

1. 現時点では、特に何もやっていない。
2. 今後検討する必要があると考えている。
3. 現在、具体的な体制を構築中である。
4. 海外拠点も含めて、全社的に対策を講じている。
5. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

【公共工事における暴力団排除の仕組み】

近年、公共工事における暴力団排除の仕組みとして、次のようなものが効果を挙げつつあります。すなわち、公共工事の受注者に対し、暴力団等の反社会的勢力から不当介入がなされた場合に、発注者へ報告するとともに警察へ届け出ることを契約の特記事項等で義務付け、これに違反した業者等については指名除外などのペナルティを課す仕組みです。このような仕組みを構築することにより、受注業者と発注者（行政）と警察の3者が連携し、反社会的勢力からの不当要求を排除することができると考えられています。

問13【公共工事以外の民間の経済的取引における暴力団排除の仕組みについて】

公共工事以外の民間の経済的取引においても、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、取引契約の相手方、業界団体や所管行政機関に報告するとともに、警察へ届け出ることを業界団体の内部規約で義務付け、これに違反した企業については、何らかのペナルティを課す仕組みを構築するとしたら、どう思われますか。次に示すもの（1～3）の中から該当するものを1つ選び、番号に \_\_\_\_\_ をつけてください。

1. よいと思う。
2. よくないと思う
3. よくわからない。

問14【反社会的勢力との関係を遮断するための取組み状況（複数選択）】

反社会的勢力との関係を遮断するために、貴社ではこれまでに、どのような取組みを行ってきましたか。次に示すもの（1～10）の中から該当するものを全て選び、番号に \_\_\_\_\_ をつけてください。なお、「10. その他」をお選びになる場合は具体的な内容をご記入ください。

1. 企業倫理規程（綱領）など、企業倫理についての社の基本方針において「反社会的勢力との関係遮断」を規定した。
2. 社員に徹底するため、不当要求対応マニュアル等（注2）の対応要領を策定した。
3. 暴力追放運動推進センターを利用するなどして、社員に対する倫理研修を実施した。
4. 業務監査を強化した。
5. 総務部等を改組し、反社会的勢力排除のための組織を新設し、あるいはその人事を一新した。
6. 顧問弁護士を依頼した。
7. 反社会的勢力との関係遮断に関する宣言をした。

（回答内容は次ページに続く。）

8. 不当要求防止責任者（注3）を各部門ごとに選任した。
9. 業界団体に対して、その基本指針等において、「反社会的勢力との関係遮断」を規定するよう働きかけた。
10. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

（注2）不当要求対応マニュアル等とは、

事業所において、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合に、各不当要求事案ごとの内容を想定し、各事案ごとの不当要求に対応するための具体的な対応要領を記したものをいいます。

（注3）不当要求防止責任者とは、

事業所において暴力団等から不当な要求を受けたり、言いがかりをつけられたような場合に、その被害防止に必要な措置が的確に行われるよう、平素から事業所内の対応体制の整備や職場における指導、教育等を行う人で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条に規定されています。

#### 問15【反社会的勢力との関係を遮断するための今後の取組み（複数選択）】

反社会的勢力との関係を遮断するために、貴社では今後、どのような取組みを行おうと考えていますか。次に示すもの（1～10）の中から該当するもの全てを選び、番号をつけてください。なお、「10.その他」をお選びになる場合は具体的にご記入下さい。

1. 内部統制システムに即して、企業倫理規程（綱領）など企業倫理についての社の基本方針において「反社会的勢力との関係遮断」を規定する。
2. 社員に徹底するため、不当要求対応マニュアル等の対応要領を策定する。
3. 暴力追放運動推進センターを利用するなどして、社員に対する倫理研修を実施する。
4. 業務監査を強化する。
5. 総務部等を改組し、反社会的勢力排除のための組織を新設し、あるいはその人事を一新する。
6. 顧問弁護士を依頼する。
7. 反社会的勢力との関係遮断に関する宣言をする。
8. 不当要求防止責任者を各部門ごとに選任する。
9. 業界団体に対して、その基本指針等において、「反社会的勢力との関係遮断」を規定するよう働きかける。
10. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

#### 問16【反社会的勢力に関するデータベースの構築について】

各業界団体ごとに、反社会的勢力の属性情報や不当要求行為の情報（検挙事件の報道事例等の公表情報のみならず、各企業が把握している相談事例等の非公開情報も含む。）を集約・蓄積するデータベースを構築し、団体の会員企業が、当該データベースに対して、反社会的勢力に関する照会を行う仕組みを構築することについて、どう思われますか。次に示すもの（1～3）の中から該当するものを1つ選び、番号に \_\_\_\_\_ をつけてください。

（回答内容は次ページに続く。）

1. よいと思う。 問18にお進みください。
2. よくないと思う。 問17にお進みください。
3. よくわからない。 問18にお進みください。

問17(この設問は、問16で「2. よくないと思う」を選んだ方のみお答えください。)

【反社会的勢力に関するデータベースの構築はよくないと思う理由について(複数選択)】

各業界ごとに反社会的勢力の情報のデータベースを構築することはよくないと思う理由は何ですか。次に示すもの(1~4)の中から該当するもの全て選び、番号をつけてください。なお、「4. その他」をお選びになる場合は具体的にご記入下さい。

1. 同業他社は競争相手であり、情報の共有は利益の低下につながるおそれがあるから。
2. 仕組みの構築には新たなコストがかかるから。
3. 業界内部の情報が反社会的勢力に漏れ、攻撃を受ける可能性があるから。
4. その他(具体的に： )

問18【行政機関に対する要望について(複数選択)】

反社会的勢力との関係を遮断するために、行政機関により実施して欲しいと思う施策は何ですか。次に示すもの(1~7)の中から該当するものを全て選び、番号をつけてください。なお、「7. その他」をお選びになる場合は具体的な内容をご記入ください。

1. 業界内における暴力排除意識の高揚への援助
2. 内部統制システムに関して民間企業が準拠するガイドラインの策定
3. コンプライアンスを阻害する社会的要因の除去(例えば、反社会的勢力との軋轢を持ち込まれるよりも、問題なしを是とする行政の事なかれ主義的体質の改善)
4. 反社会的勢力に関する警察からの情報提供
5. 業所管省庁によるコンプライアンス確保措置の強化(例えば、暴力団利用業者に対する監督処分を行うなど)
6. 内部統制システム実施のための講習、研修
7. その他(具体的に： )

設問は次ページに続きます

問19【警察や暴力追放運動推進センターへの意見・要望について】

警察や暴力追放運動推進センターに対する意見や要望がございましたら、下欄にご記入ください。

【警察に対するご意見やご要望】

【暴力追放運動推進センターに対するご意見やご要望】

ご多忙のところ、ご協力いただきありがとうございました。記入漏れがないかどうかをご確認下さい。

